

【KT-report 05】 自治会の宗教法人直営は違憲とした判例

吾が地元における「宗教法人（上桜田）月山神社」の有り方に係り、上桜田町内会（以下「本会」という場合がある）が同神社を直営している実態にある。しかし、そこに重大な憲法違反問題を内包していることから、まずはある裁判事例を取り上げる。

ついで、本会と同神社との関係・実態に酷似するある自治会（被告）と、ある当会会員（原告は浄土真宗本願寺派の僧侶1名）で係争し、確定した裁判事例（被告自治会側が敗訴）から学ぶ事にする。当該自治会の規模は当時の持ち家世帯数約520戸、人口約1,600人とのこと。

1. 佐賀地裁で判決が確定した「佐賀県鳥栖市自治会事件」

それは、「地域自治会による神社経費一括徴収と自治会員の信教の自由」について争われ、宗教法人神社（甲神社、無住）宗教関係費の支出を一般会計とは区別しないまま一括して区費（本会の年会費に相当）を徴収する方法が争われ自治会が敗訴したもの。判例の骨子は、当該宗教を信仰しない者にとっては事実上、宗教上の行為への参加を強制するものであり、信教の自由ないしは信仰の自由を侵害し、憲法20条1項前段・2項、地方自治法260条の2第7項・8項等の趣旨に反し、違法である、とされ確定した。「佐賀地方裁判所、平成11(1999)年（ワ）第392号、平成14(2002)年4月12日判決・確定、地位確認等請求事件の判決」に基づき要点を記述する。判決全文は、「判例時報 No1789 平成14年9月11日号113頁〜」（判例時報社）に掲載されています。また、インターネット上には、識者など様々な人達が画期的な判決であると論評・投稿しており大変参考になる。

2. 当該判決の要点

（1）争点となった項目その1 ―― 当該団体の性格

自治会・町内会は、任意加入の私的団体である、行政の下部組織ではない、という共通認識を前提とし、被告自治会の主張の要点を図(表)－1aのとおり、対する判決文の骨子は 図(表)－1bのとおり。

（127頁最下段）私人間、とくに本件のように、特定の私的団体とその構成員との関係において、団体が構成員に対して特定の宗教上の行為への参加等を強制したとしても、それが直ちに構成員の信教の自由ないしは信仰の自由の侵害であり、違法であるということとはできない。それは多くの場合、当該団体が任意の私的団体であること、すなわち、構成員が、①自らの自由な意思に基づき、そのような強制を伴う関係を形成したからであり（自己責任）、②意に反する強制があっても、当該団体から脱退することで侵害状態を回避することができるからにほかならない（脱退による回避）。

図(表)－1a

（127頁最下段）しかし、形式的には任意加入の団体であっても、①加入の自由が大きく制限されていたり、②脱退の自由が大きく制限され、あるいは、困難なためにその期待可能性がないなど、実質的に強制加入の団体ないしはそれに準ずるような団体であると認められる場合は、事情が異なってくる。（上のような被告の主張は正当性を欠くことになるということ。）

(128 頁ウ) したがって、被告町区は、その公共性が法的（地方自治法第 260 条の 2）にも明確に位置づけられている上、加入及び脱退の自由が、いずれも大きく制限されており、これらによると、被告町区は、強制加入団体とは同視できないにしても、それ（強制加入団体）に準ずる団体であるというべきである。そして、被告町区がこのような性格を持つ団体である以上、その運営は、構成員が様々な価値観、信仰を持つことを前提にしてなされなければならない。

図(表)－1b

(2) 争点となった項目その 2 ―― 神社の宗教性

被告自治会は、当該神社（地元では宗教法人八幡宮）が長年に亘り地域に密着して来たので宗教性は無いと主張したが、判決は悉く否定、憲法でいう宗教団体であると認定しています。被告自治会の主張の骨子は図(表)－2a のとおり、対する判決文の骨子は図(表)－2b のとおり。

(126 頁イ) 「日本は多神教の社会であり、仏教徒であっても正月の初詣とかその他お宮参りを併せ行っても特に違和感を持つことはない。行くか、行かないかはその人の個人的な感情、好き嫌いの問題でしかない。甲神社は、長い間、地域を守る氏神として住民らに受け入れられ、その境内は、演芸、スポーツ、盆踊りなど共通の使用目的に供されることが多く、住民らにとって神社というよりも公園となっており、神社固有の宗教的儀式が行われるということはまずないのであって、有形的にも無形的にもすぐれて土着性を有しており、無宗教に近い。例祭は地区としての無病息災祈願、八朔は秋の収穫前に行われる虫や台風などの自然災害避讓を願う農耕社会に根付く伝統的風俗や習慣であり、宗教色は薄い。」

―――などと主張して、甲神社は、もはや習俗、伝統にすぎず、宗教性は認められないと主張した。ここの神社関係者（町内会執行部）が正当化したくなる言い分そっくりである。―――

図(表)－2a

(126 頁ア)

①組織としての側面、すなわち、神社本庁を包括法人として宗教法人格を取得し、神社本庁に負担金を納める義務を負い、一定の行為を行うには神社本庁の許可が必要とされるなど、神社本庁に組織化されていること、

②目的としての側面、すなわち、甲神社、神社本庁のいずれも、神社神道に従って祭祀を行うことを目的として定めていること、

③施設としての側面、すなわち、甲神社の境内に宗教的意義を持つ多くの施設等が備えられていること（実際にそれらの施設で神事や参拝が行われる。）など、

いずれの側面からみても、神社神道に基づいた宗教的活動を行うことを目的としていることは明らかである。これらの事実によると、甲神社は、憲法 20 条 1 項、憲法 89 条でいう宗教団体であると認められる。

日本国憲法の制定の経緯、すなわち、日本国憲法が、明治憲法下で神社神道が事実上国教化されたことを反省し、政教分離の制度をとった上、少数者の信教の自由の保障を徹底させようとしたことに照らすと、憲法 20 条、89 条でいう宗教とは、第一には神社神道そのものを念頭に置いたものと言わざるを得ず、神社神道が当該地域に深く溶け込んでいるとか、多数の住民らが宗教であるとの意識を持たなかったとしても、それらのことから、甲神社の宗教性が否定されるものではない。

(127 頁最上段) ……神社神道以外の確たる信仰を持つ者（少数）にとっては、たとえ正月の初詣やお宮参りであっても、自己の信仰とは決して両立することのない禁忌となることもなり得るのであって、かかる意味でも、甲神社の宗教性は否定されないと言うべきである。したがって、神社神道は宗教にあり、かつ、甲神社は宗教団体である……

(129 頁最下段) ・ ・ ・ その祭りが神社神道の方式に従った神事を伴うものである以上、神社神道を信仰しない者に対する配慮が必要である。しかも被告地区が農村地域の共同体であった時代には、そのような配慮はほとんど不要であったかもしれないが、都市化、住宅化が進んだ現在では、これまで住んでいた住民らとは異なる価値観、宗教意識を持つ者が他の地域から転入してくる可能性も増えているのであって、より慎重な配慮が必要となってくる。結局、そのような現状や被告町区の公共的な性格などに照らせば、被告町区のような自治会は、本来の目的である地域における共同活動に専念すべきであり、神社神道の方針に従った神事を伴う祭りの主役は、被告町区とは明確に区別された氏子集団等の組織によって行われるべきである。

図(表)－2b

(3) 争点となった項目その3 ―― **特定宗教関係費各支出の宗教性**

当該町区（自治会）が支出している次のような費用は、宗教関係費に該当するのか、が争われた。

- ①「社格割（神社本庁によって神社それぞれに掛けられる賦課金・負担金・上納金のこと）」
「公園管理等（神社境内は公園の性格なので、その対価費用）」
- ②「諸手当（宮司への玉串料などは、手当に他ならない）」
- ③「願成就其の他（祭りなどでの食事費、千灯火、お飾りの材料費などの様々な費用）」

同裁判では、それらは「特定宗教関係費であると認められる。」とし、「被告町区は、その目的の範囲を超えて、区費の中から特定宗教関係費を支出している。」と判決しています。

その3点について、本会と「(上桜田) 月山神社」との一つ一つの関係では次のようになっており、宗教法人のために本会が所要全ての費用を拠出しています。なお、内容および細部は【KT report－06】に記載する。

- ①関連 → 同神社では町内会費から神社本庁（神社神道の最高機関）の「山形県神社庁」および「山形市神社総代会」に対して、年に計6千円を上納している。
- ②関連 → 例大祭の時に宮司に3万円の初穂料（玉串料・手当・謝礼金）を支払っている。
- ③関連 → 当該係争のような名称ではないが、例大祭の時の直会として、飲食費を使っている。また、防風ネットの取付・取外しを行っている。

(4) 争点となった項目その4 ―― **区費（＝町内会費）の支出と徴収との関係**

判決文は図(表)K09-3のとおり。

(130 頁 10・11・12)「したがって、被告町区の区費の支出と徴収は、違法性の有無の判断において相互に密接に関連するものといえる。

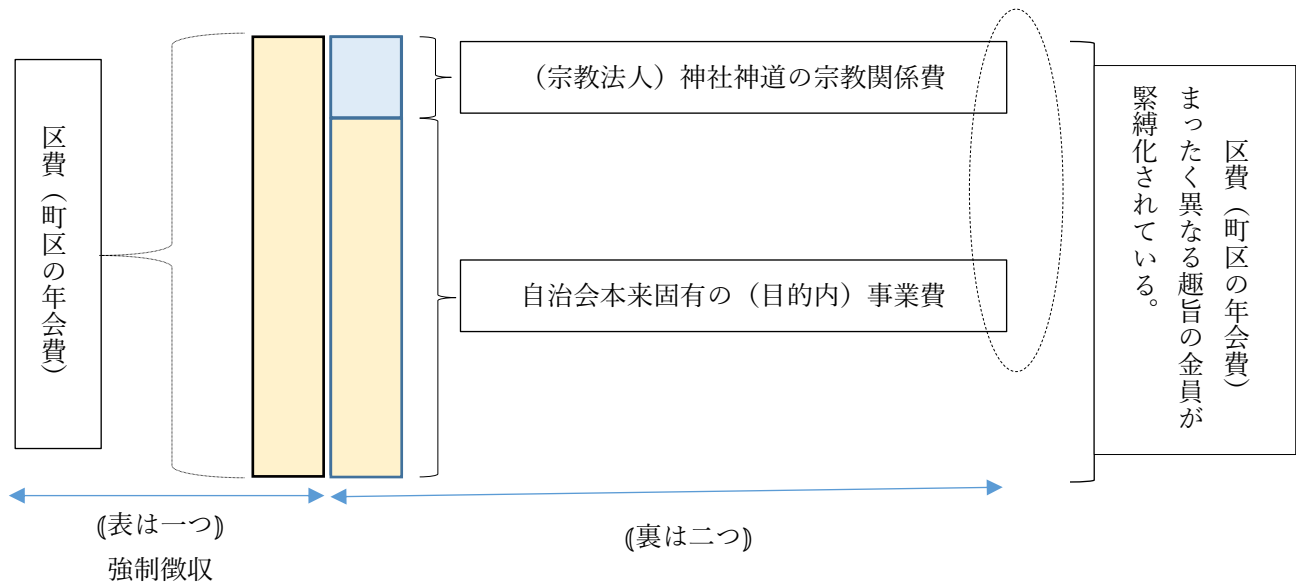
そして、本件では、被告町区は、原告らに対し、何らかの宗教上の行為への参加を直接に強制したわけではないが、特定宗教関係費の支出を続けながら、原告らから区費を徴収するということは、原告らにとっては、区民であるために、信仰しないことを誓った神社神道のために区費の支払を余儀なくされるということであり、これは、被告町区への加入及び脱退の自由が大きく制限されているという現状に照らすと、事実上、原告らに対し、宗教上の行為への参加を強制するものであったと認められる。したがって、冒頭に述べたとおり、被告町区の区費の徴収方法は、神社神道を信仰しない原告らにとっては、事実上、宗教上の行為への参加を強制するものであり、原告らの信教の自由ないしは信仰の自由を侵害し、憲法20条1項前段、2項、地方自治法260条の2第7項、8項等の趣旨に反し、違法であったと認められる。」

図(表)－3

その宗教関係費の部分だけを支払い拒否したら、強制脱退扱いされたことから地位の確認（保全）を求めた部分については、詳細にわたるのでここでは割愛する。

3. 当該判決の可視化

当該判決の区費（町区の年会費）の構図は図－4のとおりです。区費全部が（前者）自治会本来固有の（目的内）事業費だと思っていたら、個人の信教・信仰の自由に係る（後者）（宗教法人）神社神道の宗教関係費が含まれていた、前者と後者は一束化されて個人の賛否に係る選択の余地がない状態で一括徴収されていたことが問題視された事案である。



図－4

4. 同判決に対する二人の専門家の見解

この判決に即しその意義について、客観的な視点から次のように評価・整理している。

○ 東島浩幸氏（原告弁護士・佐賀県弁護士会）は、図(表)－5のようにコメントしている。

- Ⓐ 自治会は、形式上は私的団体であるが、高度の公共的性格故に信教の自由に関して、憲法の間接適用により違法とされること。
- Ⓑ 『神社＝非宗教』論を否定したこと。
- Ⓒ 自治会費の中に特定宗教関係費を包括して全会員から自治会費を徴収するのは、信教の自由を侵害すること。
- Ⓓ 神社神道方式に従った神事を伴う祭りの主催は、自治会とは明確に区別された氏子集団等の組織ですべきこと。

図(表)－5

○ また、創価大学の花見常幸氏も判例研究の論文を寄せ、図(表)－6のように述べられている。この内容は、判決文の中にも述べられている。

「――― 町内会研究の第一人者（倉沢進・秋元律郎編『町内会と地域集団』）の研究によれば、町内会の特性として挙げられるものは、従来一般的に言われてきた、

- ㊦ 加入単位が個人ではなく、世帯であること（世帯単位加入）
- ㊧ 全戸の自動または強制的な加入であること（自動的加入）
- ㊨ 稼働が多岐にわたり包括的な機能を持つこと（包括的機能）
- ㊩ 行政の末端補完機能を果たすこと（行政補完機能）の4点に、
- ㊪ 一つの地域には一つの町内会しかないこと（排他的地域独占）

を加えた5点とされる。

そして、これまで自明の理とされてきた第5（㊪）の排他的地域独占という特性が特に重要であり、これは、実は町内会は、国家や自治体と同じく、ある種の領土権を持っていると言い換えることができる。―――」

図(表)－6

インターネット等で見ると、こうした都市社会学の研究成果は、自治分野の専門家の大方の共通認識である。これに照らして、自治会・町内会の団体としての性格を再検討すれば、法的には任意団体に過ぎず、強制加入団体でもない、もちろん行政の下部組織でもない。しかし、実質的には、上記のとおり、排他的地域独占、自動的加入、包括的機能、行政補完機能といった特性を有しており、**国家や地方自治体に類似する高度な公共性を持つ団体である**と言わざるをえないとされています。本会においても会員の自由と人権との関係を考える場合には、この点を十分に考慮する必要がある。

5. 当時の関係者に聞き取り

上記判例に係る実際の対応は、裁判中の1999（平成11）年度から、本来の自治会費と神社費を会計上分けて徴収しているということ。2020（R2）年4月20日（月）細部を知る関係者から電話で直接聞き取ることが出来ました。係争の自治会側鳥栖市儀徳町の地域構成は、本会と類似し、昔は農家主体であったが、今は新興住宅地になり、問題の（宗）天満宮は公園の中にあるとのことであった。その上で、

- ・ 神社側は未だに正式な総代会は構成していないが
- ・ 農家の人を中心に伝統行事の会を組織し
- ・ ここに神社費入出金管理の会計口座を開設し
- ・ 自治会員には自治会費と分離した神社費の納入をお願いし、賛同者のみから徴収している。
- ・ 自分は今自治会長に就き、伝統行事の会の役にも就いている。
- ・ 祭りは、伝統行事の会が主催しつつ自治会と共同で行っている。

細部は別記するが、成沢町内会（成沢八幡神社）および南原町内会（熊野神社）のように総代会を構築はしていないことからして、本会との中間的な体制となっているようである。本会においても、直ぐにこのような段階に移れるはずである。

6. まとめ

本会も前記当該自治会も、地方自治法第260条の2による認可地縁団体である。

かつ本会の活動実態を鑑みて、当該判例における自治会の性格付けがそのまま本会に当て嵌る。

それにしても、上記裁判において、地裁判決が確定していますが、どうして、被告自治会は上告しなかったのだろうか？ 関係資料などには直接言及する明確な説明は見られないが、次のように推測している。

図(表)－2a に記載したとおり、被告自治会は、地域に溶け込んでおり実質無宗教の施設だと主張したが、判決は、神社神道の宗教法人であることからしてその主張はまったく当たらない、社会通念・公序良俗・善管注意義務に照らして、正当性を主張する根拠にはならないとして一蹴したのである。したがって、被告自治会は目覚めて、猛省したかはともかくとして、上告しなかったのだろう、と思っている。この手の問題は全国津々浦々に存在しており、波及を恐れれば、被告自治会側は神社本庁の指導を受けて最高裁まで上告出来たはずである。あるいは、神社本庁自ら係争に係っても良かったはずである。しかし、そうはしなかった、この国の社会問題化することに恐怖を生^なじて、地裁判決に降伏したということであろう。あるいは、恐怖からだんまりを決め込んだということなのか。

吾が地元にもまったく同様の問題を抱えており、吾が地元の神社関係者や自治会関係者は“これまでの地域の歴史に鑑みて、誰も特定の宗教施設だなどと考えるはいないはず、神社にお参りをするという長年のよき慣習は地域の文化を育てて来たものであり、むしろ社会貢献大なるものである。”などと主張したくなるだろうが、判決においては原告らの「信仰の対象は、人生の究極的な価値に関する最も根源的なものであるし、・・・(現憲法は) 厳格な政教分離の制度をとり、信教の自由の完全な保証を目指したことなどに照らすと、とくに少数の信教の自由を手厚く保障する必要性は高い。」とする主張が認められたのだ。

社会通念に照らして正しく言えば「神社祭祀は一部人達の長年の慣習であり、神道信者にとって良き文化となって来た」となるうか。

吾が上桜田町内会は、地元の氏子神社を「(宗教法人) 月山神社」として、その例大祭（毎年4月29日）を直営・主導して来たが、以前は個別訪問しながらお札を配っていたが、“私の家は、別の宗教なので、寄付はするが、お札は不要”とする家が何軒ありました。つまり、神社神道を忌避している人が確実に存在するということ。

上記の裁判闘争に至った最大の要因は神社が宗教法人だからである。本件を受けて吾が「上桜田町内会」と「宗教法人 月山神社」との不正常な関係を問題視し、「【KT-report 10/1】『(宗) 月山神社』の直営は違憲」に展開して行くが、まさしく、上桜田町内会直営の「月山神社」は宗教法人法に基づく列記とした宗教法人だから問題視するのであります。宗教法人でなかったら、町内会が直営すること自体は何も問題視しません。これが基本的な考え方です。

この問題は、本シリーズで追々説明して行くが、同様のことが本会にも潜在する重大問題であり、機会を見て拡散して行くこととする。

(end)